

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2006-295234  
(P2006-295234A)

(43) 公開日 平成18年10月26日(2006.10.26)

(51) Int. Cl.	F I	テーマコード (参考)
HO4L 9/32 (2006.01)	HO4L 9/00 675A	5B058
GO6F 21/20 (2006.01)	GO6F 15/00 330G	5B285
GO6K 17/00 (2006.01)	GO6K 17/00 T	5J104
GO9C 1/00 (2006.01)	GO9C 1/00 640E	
	HO4L 9/00 673C	

審査請求 未請求 請求項の数 8 O L (全 13 頁)

(21) 出願番号	特願2005-108908 (P2005-108908)	(71) 出願人	000003078 株式会社東芝 東京都港区芝浦一丁目1番1号
(22) 出願日	平成17年4月5日(2005.4.5)	(74) 代理人	100058479 弁理士 鈴江 武彦
		(74) 代理人	100091351 弁理士 河野 哲
		(74) 代理人	100088683 弁理士 中村 誠
		(74) 代理人	100108855 弁理士 蔵田 昌俊
		(74) 代理人	100075672 弁理士 峰 隆司
		(74) 代理人	100109830 弁理士 福原 淑弘

最終頁に続く

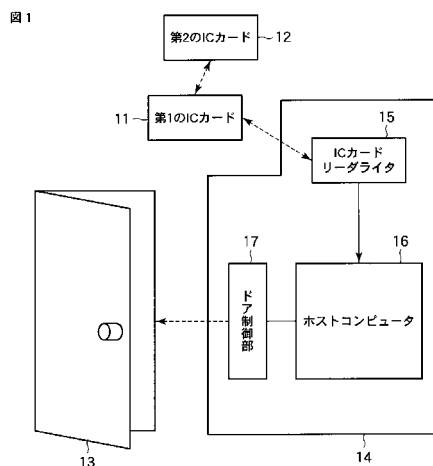
(54) 【発明の名称】 認証システム、認証方法および入退場管理システム

(57) 【要約】

【課題】 認証用情報は1つの認証用媒体に対してだけホスト装置に持てばよいための情報管理がし易くなり、かつ、認証用媒体との通信回数を減らすことができる認証システム、認証方法および入退場管理システムを提供する。

【解決手段】 第1のICカードおよび第2のICカードを用いて認証処理を行なう認証システムにおいて、外部と通信を行なう機能を有する第1のICカードおよび第2のICカードと、ICカードと通信を行なう機能を有するホスト装置とを有して構成され、ホスト装置は、第1のICカードに対し限定して通信を実施するよう制御し、第2のICカードは、第1のICカードに対し限定して通信を実施するよう制御を行なう。

【選択図】 図1



## 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

外部と通信を行なう機能を有する第 1 の認証用媒体および第 2 の認証用媒体と、認証用媒体と通信を行なう機能を有するホスト装置とを有して構成され、

前記ホスト装置は、

前記第 1 の認証用媒体に対し認証用情報要求を送信する第 1 の送信手段を具備し、

前記第 1 の認証用媒体は、

前記ホスト装置の第 1 の送信手段により送信された認証用情報要求を受信する第 1 の受信手段と、

この第 1 の受信手段により受信された認証用情報要求に応答し、あらかじめ記憶手段に登録された固有の認証用情報を前記ホスト装置に対し送信する第 2 の送信手段とを具備し

10

、前記ホスト装置は、さらに、

前記第 1 の認証用媒体の第 2 の送信手段により送信された認証用情報を受信する第 2 の受信手段と、

この第 2 の受信手段により受信された認証用情報に基づき当該第 1 の認証用媒体はあらかじめ登録されている認証用媒体であるか否かを判定する第 1 の判定手段と、

この第 1 の判定手段により当該第 1 の認証用媒体はあらかじめ登録されている認証用媒体であると判定された場合、あらかじめ定められた固有情報を前記第 1 の認証用媒体に対し送信する第 3 の送信手段とを具備し、

20

前記第 1 の認証用媒体は、さらに、

前記ホスト装置の第 3 の送信手段により送信された固有情報を受信する第 3 の受信手段と、

この第 3 の受信手段により受信された固有情報をあらかじめ定められた第 1 の鍵情報を用いて暗号化する第 1 の暗号化手段と、

この第 1 の暗号化手段により暗号化された固有情報を前記第 2 の認証用媒体に対し送信する第 4 の送信手段とを具備し、

前記第 2 の認証用媒体は、

前記第 1 の認証用媒体の第 4 の送信手段により送信された暗号化された固有情報を受信する第 4 の受信手段と、

30

この第 4 の受信手段により受信された固有情報をあらかじめ定められた第 2 の鍵情報を用いてさらに暗号化する第 2 の暗号化手段と、

この第 2 の暗号化手段によりさらに暗号化された固有情報を前記第 1 の認証用媒体に対し送信する第 5 の送信手段とを具備し、

前記第 1 の認証用媒体は、さらに、

前記第 2 の認証用媒体の第 5 の送信手段により送信された暗号化された固有情報を受信する第 5 の受信手段と、

この第 5 の受信手段により受信された暗号化された固有情報をそのまま前記ホスト装置に対し送信する第 6 の送信手段とを具備し、

前記ホスト装置は、さらに、

40

前記第 1 の認証用媒体の第 6 の送信手段により送信された暗号化された固有情報を受信する第 6 の受信手段と、

この第 6 の受信手段により受信された暗号化された固有情報を前記第 1 の鍵情報および第 2 の鍵情報に対応する鍵情報を用いて復号化する復号化手段と、

この復号化手段により復号化された固有情報と前記第 3 の送信手段により送信した固有情報とを照合し、両固有情報間に所定の関係が成立するか否かを判定する第 2 の判定手段とを具備したことを特徴とする認証システム。

## 【請求項 2】

前記第 2 の認証用媒体が複数存在する場合、前記第 4 の受信手段および第 2 の暗号化手段および第 5 の送信手段による処理を複数の第 2 の認証用媒体ごとに順次縦続的に行なう

50

ことで、前の第2の認証用媒体から送信される固有情報を暗号化して次の第2の認証用媒体へ送信し、最後の第2の認証用媒体は暗号化した固有情報を前記第1の認証用媒体へ送信することを特徴とする請求項1記載の認証システム。

【請求項3】

前記第2の認証用媒体が複数存在する場合、複数の第2の認証用媒体が前記第4の受信手段および第2の暗号化手段および第5の送信手段による処理を並列的に行なうことで、複数の第2の認証用媒体はそれぞれ第1の認証用媒体から送信される固有情報を暗号化して第1の認証用媒体へ送信することを特徴とする請求項1記載の認証システム。

【請求項4】

前記第1の認証用媒体および第2の認証用媒体は、無線通信により外部と通信を行なう非接触形ICカードであることを特徴とする請求項1記載の認証システム。 10

【請求項5】

外部と通信を行なう機能を有する第1の認証用媒体および第2の認証用媒体と、認証用媒体と通信を行なう機能を有するホスト装置とを有し、

前記ホスト装置において、前記第1の認証用媒体に対し認証用情報要求を送信する第1の送信ステップと、

前記第1の認証用媒体において、前記第1の送信ステップにより送信された認証用情報要求を受信する第1の受信ステップと、

前記第1の認証用媒体において、前記第1の受信ステップにより受信された認証用情報要求に応答し、あらかじめ記憶手段に登録された固有の認証用情報を前記ホスト装置に対し送信する第2の送信ステップと、 20

前記ホスト装置において、前記第2の送信ステップにより送信された認証用情報を受信する第2の受信ステップと、

前記ホスト装置において、前記第2の受信ステップにより受信された認証用情報に基づき当該第1の認証用媒体はあらかじめ登録されている認証用媒体であるか否かを判定する第1の判定ステップと、

前記ホスト装置において、前記第1の判定ステップにより当該第1の認証用媒体はあらかじめ登録されている認証用媒体であると判定された場合、あらかじめ定められた固有情報を前記第1の認証用媒体に対し送信する第3の送信ステップと、

前記第1の認証用媒体において、前記第3の送信ステップにより送信された固有情報を受信する第3の受信ステップと、 30

前記第1の認証用媒体において、前記第3の受信ステップにより受信された固有情報をあらかじめ定められた第1の鍵情報を用いて暗号化する第1の暗号化ステップと、

前記第1の認証用媒体において、前記第1の暗号化ステップにより暗号化された固有情報を前記第2の認証用媒体に対し送信する第4の送信ステップと、

前記第2の認証用媒体において、前記第4の送信ステップにより送信された暗号化された固有情報を受信する第4の受信ステップと、

前記第2の認証用媒体において、前記第4の受信ステップにより受信された固有情報をあらかじめ定められた第2の鍵情報を用いてさらに暗号化する第2の暗号化ステップと、

前記第2の認証用媒体において、前記第2の暗号化ステップによりさらに暗号化された固有情報を前記第1の認証用媒体に対し送信する第5の送信ステップと、 40

前記第1の認証用媒体において、前記第5の送信ステップにより送信された暗号化された固有情報を受信する第5の受信ステップと、

前記第1の認証用媒体において、前記第5の受信ステップにより受信された暗号化された固有情報をそのまま前記ホスト装置に対し送信する第6の送信ステップと、

前記ホスト装置において、前記第6の送信ステップにより送信された暗号化された固有情報を受信する第6の受信ステップと、

前記ホスト装置において、前記第6の受信ステップにより受信された暗号化された固有情報を前記第1の鍵情報および第2の鍵情報に対応する鍵情報を用いて復号化する復号化ステップと、

前記ホスト装置において、前記復号化ステップにより復号化された固有情報と前記第3の送信ステップにより送信した固有情報とを照合し、両固有情報間に所定の関係が成立するか否かを判定する第2の判定ステップと、  
を具備したことを特徴とする認証方法。

【請求項6】

施設を利用する利用者が所持し、外部と通信を行なう機能を有する第1の認証用媒体および第2の認証用媒体と、認証用媒体と通信を行ない、その通信結果に基づき前記施設の入口に設けられた入退場用のゲートを開閉制御するホスト装置とを有して構成され、

前記ホスト装置は、

前記第1の認証用媒体に対し認証用情報要求を送信する第1の送信手段を具備し、

10

前記第1の認証用媒体は、

前記ホスト装置の第1の送信手段により送信された認証用情報要求を受信する第1の受信手段と、

この第1の受信手段により受信された認証用情報要求に応答し、あらかじめ記憶手段に登録された固有の認証用情報を前記ホスト装置に対し送信する第2の送信手段とを具備し、

前記ホスト装置は、さらに、

前記第1の認証用媒体の第2の送信手段により送信された認証用情報を受信する第2の受信手段と、

この第2の受信手段により受信された認証用情報に基づき当該第1の認証用媒体はあらかじめ登録されている認証用媒体であるか否かを判定する第1の判定手段と、

20

この第1の判定手段により当該第1の認証用媒体はあらかじめ登録されている認証用媒体であると判定された場合、あらかじめ定められた固有情報を前記第1の認証用媒体に対し送信する第3の送信手段とを具備し、

前記第1の認証用媒体は、さらに、

前記ホスト装置の第3の送信手段により送信された固有情報を受信する第3の受信手段と、

この第3の受信手段により受信された固有情報をあらかじめ定められた第1の鍵情報を用いて暗号化する第1の暗号化手段と、

この第1の暗号化手段により暗号化された固有情報を前記第2の認証用媒体に対し送信する第4の送信手段とを具備し、

30

前記第2の認証用媒体は、

前記第1の認証用媒体の第4の送信手段により送信された暗号化された固有情報を受信する第4の受信手段と、

この第4の受信手段により受信された固有情報をあらかじめ定められた第2の鍵情報を用いてさらに暗号化する第2の暗号化手段と、

この第2の暗号化手段によりさらに暗号化された固有情報を前記第1の認証用媒体に対し送信する第5の送信手段とを具備し、

前記第1の認証用媒体は、さらに、

前記第2の認証用媒体の第5の送信手段により送信された暗号化された固有情報を受信する第5の受信手段と、

40

この第5の受信手段により受信された暗号化された固有情報をそのまま前記ホスト装置に対し送信する第6の送信手段とを具備し、

前記ホスト装置は、さらに、

前記第1の認証用媒体の第6の送信手段により送信された暗号化された固有情報を受信する第6の受信手段と、

この第6の受信手段により受信された暗号化された固有情報を前記第1の鍵情報および第2の鍵情報に対応する鍵情報を用いて復号化する復号化手段と、

この復号化手段により復号化された固有情報と前記第3の送信手段により送信した固有情報とを照合し、両固有情報間に所定の関係が成立するか否かを判定する第2の判定手段

50

と、

この第2の判定手段の判定結果に基づき前記施設の入口に設けられた入退場用のゲートを開閉制御するゲート制御手段とを具備したことを特徴とする入退場管理システム。

【請求項7】

前記第2の認証用媒体が複数存在する場合、前記第4の受信手段および第2の暗号化手段および第5の送信手段による処理を複数の第2の認証用媒体ごとに順次縦続的に行なうことで、前の第2の認証用媒体から送信される固有情報を暗号化して次の第2の認証用媒体へ送信し、最後の第2の認証用媒体は暗号化した固有情報を前記第1の認証用媒体へ送信することを特徴とする請求項6記載の入退場管理システム。

【請求項8】

前記第2の認証用媒体が複数存在する場合、複数の第2の認証用媒体が前記第4の受信手段および第2の暗号化手段および第5の送信手段による処理を並列的に行なうことで、複数の第2の認証用媒体はそれぞれ第1の認証用媒体から送信される固有情報を暗号化して第1の認証用媒体へ送信することを特徴とする請求項6記載の入退場管理システム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、たとえば、複数人が同意することが条件となる入退場管理システムなどにおいて、複数の非接触形ICカード（認証用媒体）を用いて認証を行なう認証システムおよび認証方法に関する。

また、本発明は、認証システムおよび認証方法を用いて高度なセキュリティが求められる部屋やエリアなどの施設に対する入退場を管理する入退場管理システムに関する。

【背景技術】

【0002】

たとえば、コンピュータネットワークにおいて、複数のICカードを用い、それぞれが端末装置との間で認証処理を実施することで、高度なセキュリティを維持可能とする認証システムが提案されている（特許文献1参照）。

【特許文献1】特開2003-150553

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0003】

しかしながら、特許文献1の技術では、複数のICカードを用いてロック解除等を実施する場合、使用する全てのICカードの情報を端末装置側で持つことになる。したがってICカードの枚数が増えると、組合せは枚数の掛け算となり、情報管理が非常に煩雑になるという問題がある。

【0004】

そこで、本発明は、認証用情報は1つの認証用媒体に対してだけホスト装置に持てばよいため情報管理がし易くなり、かつ、認証用媒体との通信回数を減らすことができる認証システム、認証方法および入退場管理システムを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0005】

本発明の認証システムは、外部と通信を行なう機能を有する第1の認証用媒体および第2の認証用媒体と、認証用媒体と通信を行なう機能を有するホスト装置とを有して構成され、前記ホスト装置は、前記第1の認証用媒体に対し認証用情報要求を送信する第1の送信手段を具備し、前記第1の認証用媒体は、前記ホスト装置の第1の送信手段により送信された認証用情報要求を受信する第1の受信手段と、この第1の受信手段により受信された認証用情報要求に应答し、あらかじめ記憶手段に登録された固有の認証用情報を前記ホスト装置に対し送信する第2の送信手段とを具備し、前記ホスト装置は、さらに、前記第1の認証用媒体の第2の送信手段により送信された認証用情報を受信する第2の受信手段と、この第2の受信手段により受信された認証用情報に基づき当該第1の認証用媒体はあ

10

20

30

40

50

あらかじめ登録されている認証用媒体であるか否かを判定する第1の判定手段と、この第1の判定手段により当該第1の認証用媒体はあらかじめ登録されている認証用媒体であると判定された場合、あらかじめ定められた固有情報を前記第1の認証用媒体に対し送信する第3の送信手段とを具備し、前記第1の認証用媒体は、さらに、前記ホスト装置の第3の送信手段により送信された固有情報を受信する第3の受信手段と、この第3の受信手段により受信された固有情報をあらかじめ定められた第1の鍵情報を用いて暗号化する第1の暗号化手段と、この第1の暗号化手段により暗号化された固有情報を前記第2の認証用媒体に対し送信する第4の送信手段とを具備し、前記第2の認証用媒体は、前記第1の認証用媒体の第4の送信手段により送信された暗号化された固有情報を受信する第4の受信手段と、この第4の受信手段により受信された固有情報をあらかじめ定められた第2の鍵情報を用いてさらに暗号化する第2の暗号化手段と、この第2の暗号化手段によりさらに暗号化された固有情報を前記第1の認証用媒体に対し送信する第5の送信手段とを具備し、前記第1の認証用媒体は、さらに、前記第2の認証用媒体の第5の送信手段により送信された暗号化された固有情報を受信する第5の受信手段と、この第5の受信手段により受信された暗号化された固有情報をそのまま前記ホスト装置に対し送信する第6の送信手段とを具備し、前記ホスト装置は、さらに、前記第1の認証用媒体の第6の送信手段により送信された暗号化された固有情報を受信する第6の受信手段と、この第6の受信手段により受信された暗号化された固有情報を前記第1の鍵情報および第2の鍵情報に対応する鍵情報を用いて復号化する復号化手段と、この復号化手段により復号化された固有情報と前記第3の送信手段により送信した固有情報とを照合し、両固有情報間に所定の関係が成立する  
10  
20

【0006】

また、本発明の認証方法は、外部と通信を行なう機能を有する第1の認証用媒体および第2の認証用媒体と、認証用媒体と通信を行なう機能を有するホスト装置とを有し、前記ホスト装置において、前記第1の認証用媒体に対し認証用情報要求を送信する第1の送信ステップと、前記第1の認証用媒体において、前記第1の送信ステップにより送信された認証用情報要求を受信する第1の受信ステップと、前記第1の認証用媒体において、前記第1の受信ステップにより受信された認証用情報要求に応答し、あらかじめ記憶手段に登録された固有の認証用情報を前記ホスト装置に対し送信する第2の送信ステップと、前記ホスト装置において、前記第2の送信ステップにより送信された認証用情報を受信する第2の受信ステップと、前記ホスト装置において、前記第2の受信ステップにより受信された認証用情報に基づき当該第1の認証用媒体はあらかじめ登録されている認証用媒体であるか否かを判定する第1の判定ステップと、前記ホスト装置において、前記第1の判定ステップにより当該第1の認証用媒体はあらかじめ登録されている認証用媒体であると判定された場合、あらかじめ定められた固有情報を前記第1の認証用媒体に対し送信する第3の送信ステップと、前記第1の認証用媒体において、前記第3の送信ステップにより送信された固有情報を受信する第3の受信ステップと、前記第1の認証用媒体において、前記第3の受信ステップにより受信された固有情報をあらかじめ定められた第1の鍵情報を用いて暗号化する第1の暗号化ステップと、前記第1の認証用媒体において、前記第1の暗号化ステップにより暗号化された固有情報を前記第2の認証用媒体に対し送信する第4の送信ステップと、前記第2の認証用媒体において、前記第4の送信ステップにより送信された暗号化された固有情報を受信する第4の受信ステップと、前記第2の認証用媒体において、前記第4の受信ステップにより受信された固有情報をあらかじめ定められた第2の鍵情報を用いてさらに暗号化する第2の暗号化ステップと、前記第2の認証用媒体において、前記第2の暗号化ステップによりさらに暗号化された固有情報を前記第1の認証用媒体に対し送信する第5の送信ステップと、前記第1の認証用媒体において、前記第5の送信ステップにより送信された暗号化された固有情報を受信する第5の受信ステップと、前記第1の認証用媒体において、前記第5の受信ステップにより受信された暗号化された固有情報をそのまま前記ホスト装置に対し送信する第6の送信ステップと、前記ホスト装置において、前記第6の送信ステップにより送信された暗号化された固有情報を受信する第  
30  
40  
50

6の受信ステップと、前記ホスト装置において、前記第6の受信ステップにより受信された暗号化された固有情報を前記第1の鍵情報および第2の鍵情報に対応する鍵情報を用いて復号化する復号化ステップと、前記ホスト装置において、前記復号化ステップにより復号化された固有情報と前記第3の送信ステップにより送信した固有情報とを照合し、両固有情報間に所定の関係が成立するか否かを判定する第2の判定ステップとを具備している。

【0007】

さらに、本発明の入退場管理システムは、施設を利用する利用者が所持し、外部と通信を行なう機能を有する第1の認証用媒体および第2の認証用媒体と、認証用媒体と通信を行ない、その通信結果に基づき前記施設の入口に設けられた入退場用のゲートを開閉制御するホスト装置とを有して構成され、前記ホスト装置は、前記第1の認証用媒体に対し認証用情報要求を送信する第1の送信手段を具備し、前記第1の認証用媒体は、前記ホスト装置の第1の送信手段により送信された認証用情報要求を受信する第1の受信手段と、この第1の受信手段により受信された認証用情報要求に応答し、あらかじめ記憶手段に登録された固有の認証用情報を前記ホスト装置に対し送信する第2の送信手段とを具備し、前記ホスト装置は、さらに、前記第1の認証用媒体の第2の送信手段により送信された認証用情報を受信する第2の受信手段と、この第2の受信手段により受信された認証用情報に基づき当該第1の認証用媒体はあらかじめ登録されている認証用媒体であるか否かを判定する第1の判定手段と、この第1の判定手段により当該第1の認証用媒体はあらかじめ登録されている認証用媒体であると判定された場合、あらかじめ定められた固有情報を前記第1の認証用媒体に対し送信する第3の送信手段とを具備し、前記第1の認証用媒体は、さらに、前記ホスト装置の第3の送信手段により送信された固有情報を受信する第3の受信手段と、この第3の受信手段により受信された固有情報をあらかじめ定められた第1の鍵情報を用いて暗号化する第1の暗号化手段と、この第1の暗号化手段により暗号化された固有情報を前記第2の認証用媒体に対し送信する第4の送信手段とを具備し、前記第2の認証用媒体は、前記第1の認証用媒体の第4の送信手段により送信された暗号化された固有情報を受信する第4の受信手段と、この第4の受信手段により受信された固有情報をあらかじめ定められた第2の鍵情報を用いてさらに暗号化する第2の暗号化手段と、この第2の暗号化手段によりさらに暗号化された固有情報を前記第1の認証用媒体に対し送信する第5の送信手段とを具備し、前記第1の認証用媒体は、さらに、前記第2の認証用媒体の第5の送信手段により送信された暗号化された固有情報を受信する第5の受信手段と、この第5の受信手段により受信された暗号化された固有情報をそのまま前記ホスト装置に対し送信する第6の送信手段とを具備し、前記ホスト装置は、さらに、前記第1の認証用媒体の第6の送信手段により送信された暗号化された固有情報を受信する第6の受信手段と、この第6の受信手段により受信された暗号化された固有情報を前記第1の鍵情報および第2の鍵情報に対応する鍵情報を用いて復号化する復号化手段と、この復号化手段により復号化された固有情報と前記第3の送信手段により送信した固有情報とを照合し、両固有情報間に所定の関係が成立するか否かを判定する第2の判定手段と、この第2の判定手段の判定結果に基づき前記施設の入口に設けられた入退場用のゲートを開閉制御するゲート制御手段とを具備している。

【発明の効果】

【0008】

本発明によれば、認証用情報は1つの認証用媒体に対してだけホスト装置に持てばよいため情報管理がし易くなり、かつ、認証用媒体との通信回数を減らすことができる認証システム、認証方法および入退場管理システムを提供できる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0009】

以下、本発明の実施の形態について図面を参照して説明する。

図1は、本発明に係る認証システムおよび認証方法が適用される入退場管理システムの構成を概略的に示すものである。図1において、この入退場管理システムは、たとえば、

10

20

30

40

50

複数人が同意することが条件となり、高度なセキュリティが求められている部屋やエリアなどの施設に対する入退場を管理するもので、たとえば施設を利用する利用者が所持し、外部と通信を行なう機能を有する第1の認証用媒体としての非接触形ICカード（以降、単に第1のICカードと称す）11、たとえば施設を利用する別の利用者が所持し、外部と通信を行なう機能を有する第2の認証用媒体としての非接触形ICカード（以降、単に第2のICカードと称す）12、第1のICカード11と通信を行ない、その通信結果に基づき施設の入口に設けられた入退場用のゲート例えばドア13を開閉制御するホスト装置14とを有して構成される。

【0010】

ホスト装置14は、第1のICカード11に対し無線通信によりデータの読出しや書込みを行なう非接触形のICカードリーダライタ（以降、単にリーダライタと称す）15、リーダライタ15に接続され通信情報の制御や各種処理を行なうホストコンピュータ16、および、ホストコンピュータ16からの制御信号に応じて施設の入口に設けられた入退場用のドア17を開閉制御するゲート制御手段としてのドア制御部18により構成されている。

10

なお、この実施の形態では、ホスト装置14がドア17を開く条件として、第1のICカード11および第2のICカード12との認証成功が必要である。

【0011】

第1、第2のICカード11、12は、たとえば、いわゆる無線カードと称される非接触形ICカードで、図2に示すように、リーダライタ15や他のICカードに対し電波を送受信する送受信アンテナ部21、送受信アンテナ部21で受信した電波から電力に変換し各部に供給する電源部22、送受信アンテナ部21で受信した電波からデータに変換または送信データから電波に変換する変復調回路部23、データの解析や記憶の制御等を行なう制御部24、および、データを記憶する消去可能なメモリ部25により構成されている。

20

【0012】

リーダライタ15は、たとえば、図3に示すように、ICカードに対し電波を送受信する送受信アンテナ部31、送受信アンテナ部31で受信した電波からデータに変換または送信データから電波に変換する変復調回路部32、および、データの解析や送信の制御等を行なう制御部33により構成されている。

30

【0013】

次に、図4および図5に示すフローチャートを参照して処理の流れを説明する。

まず、ホスト装置14は、第1のICカード11との通信を実施するために、ID情報要求（認証用情報要求）を変調した電波を放出する（以降、これを送信と表現する。ステップS1）。ここに、このステップS1の処理が本発明における第1の送信手段に対応している。

【0014】

第1のICカード11は、ホスト装置14のリーダライタ15からの電波到達エリア内に入ると、ホスト装置14から送信された電波を受信しID情報要求を復調する（以降、これを受信と表現する。ステップS2）。ここに、このステップS2の処理が本発明における第1の受信手段に対応している。

40

【0015】

第1のICカード11は、ホスト装置14からのID情報要求を受信すると、メモリ部25から、それにあらかじめ記憶（登録）されている固有のID情報（認証用情報）を読出し、この読出したID情報をホスト装置14に対し送信する（ステップS3）。ここに、このステップS3の処理が本発明における第2の送信手段に対応している。

【0016】

ホスト装置14は、第1のICカード11から送信されたID情報を受信する（ステップS4）。ここに、このステップS4の処理が本発明における第2の受信手段に対応している。

50

## 【0017】

ホスト装置14は、第1のICカード11からのID情報を受信すると、当該ID情報を図示しないメモリにあらかじめ記憶（登録）されているID情報（認証用情報）と照合し、一致するID情報が存在するか否かにより、当該第1のICカード11があらかじめ登録されているICカードであるかを判定する（ステップS5）。ここに、このステップS5の処理が本発明における第1の判定手段に対応している。

## 【0018】

ステップS5における判定の結果、当該第1のICカード11はあらかじめ登録されているICカードでないと判定された場合、ホスト装置14は、ドア13は閉じた状態のままとし（ステップS6）、当該処理を終了して、ステップS1のID情報要求状態に戻る。

10

## 【0019】

ステップS5における判定の結果、当該第1のICカード11はあらかじめ登録されているICカードであると判定された場合、ホスト装置14は、あらかじめ定められた固有情報（たとえば、乱数）を生成し、この生成した固有情報を第1のICカード11に対して送信する（ステップS7）。ここに、このステップS7の処理が本発明における第3の送信手段に対応している。

## 【0020】

第1のICカード11は、ホスト装置14から送信された固有情報を受信する（ステップS8）。ここに、このステップS8の処理が本発明における第3の受信手段に対応している。

20

## 【0021】

次に、第1のICカード11は、受信した固有情報をメモリ部25にあらかじめ記憶されている第1の鍵情報を用いて暗号化する（ステップS9）。ここに、このステップS9の処理が本発明における第1の暗号化手段に対応している。

## 【0022】

次に、第1のICカード11は、暗号化した固有情報を第2のICカード12に対し送信する（ステップS10）。ここに、このステップS10の処理が本発明における第4の送信手段に対応している。

## 【0023】

第2のICカード12は、第1のICカード11から送信された暗号化された固有情報を受信する（ステップS11）。ここに、このステップS11の処理が本発明における第4の受信手段に対応している。

30

## 【0024】

次に、第2のICカード12は、受信した暗号化された固有情報をメモリ部25にあらかじめ記憶されている第2の鍵情報を用いてさらに暗号化する（ステップS12）。ここに、このステップS12の処理が本発明における第2の暗号化手段に対応している。

## 【0025】

次に、第2のICカード12は、さらに暗号化した固有情報を第1のICカード11に対し送信する（ステップS13）。ここに、このステップS13の処理が本発明における第5の送信手段に対応している。

40

## 【0026】

第1のICカード11は、第2のICカード12から送信されたさらに暗号化された固有情報を受信する（ステップS14）。ここに、このステップS14の処理が本発明における第5の受信手段に対応している。

## 【0027】

次に、第1のICカード11は、受信したさらに暗号化された固有情報をそのままホスト装置14に対し送信する（ステップS15）。ここに、このステップS15の処理が本発明における第6の送信手段に対応している。

## 【0028】

50

ホスト装置 14 は、第 1 の IC カード 11 から送信されたさらに暗号化された固有情報を受信する（ステップ S 16）。ここに、このステップ S 16 の処理が本発明における第 6 の受信手段に対応している。

【0029】

次に、ホスト装置 14 は、受信したさらに暗号化された固有情報を、図示しないメモリにあらかじめ記憶されている第 1 の鍵情報および第 2 の鍵情報を用いて復号化する（ステップ S 17）。ここに、このステップ S 17 の処理が本発明における復号化手段に対応している。

【0030】

次に、ホスト装置 14 は、復号化した固有情報とステップ S 7 で送信した固有情報とを照合し、両固有情報間に所定の関係が成立するか否か、この例では両固有情報が一致するか否かにより受信した固有情報が正常か否かを判定する（ステップ S 18）。ここに、このステップ S 18 の処理が本発明における第 2 の判定手段に対応している。

【0031】

ステップ S 18 における判定の結果、受信した固有情報が正常の場合（両固有情報が一致する場合）、ホスト装置 14 は、ドア制御部 17 に対しドア開の制御信号を送ることで、ドア 13 を開く（ステップ S 19）。

ステップ S 18 における判定の結果、受信した固有情報が異常の場合（両固有情報が不一致の場合）、ホスト装置 14 は、ドア制御部 17 に対しドア閉の制御信号を送ることで、ドア 13 は閉じたままの状態のままとし（ステップ S 6）、当該処理を終了して、ステップ S 1 の ID 情報要求状態に戻る。ここに、このステップ S 19、S 6 の処理が本発明におけるゲート制御手段に対応している。

【0032】

このように、第 1、第 2 の IC カード 11、12 を使用することで、高いセキュリティを持たせた認証処理が可能となることは勿論のこと、従来のように複数の IC カードそれぞれが端末装置との間で認証処理を実施する方法に比して、ID 情報（認証用情報）を用いた認証処理は 1 つの第 1 の IC カード 11 とのやり取りとなるため、通信回数を著しく減らすことができ、認証処理の高速化が図れる。また、ID 情報（認証用情報）は第 1 の IC カード 11 に対してだけホスト装置 14 に持てばよいため、情報管理がし易くなる（対象カードは増えるが、管理するカードの情報は増えない）。

【0033】

なお、前記実施の形態では、IC カードが 2 つの場合、すなわち、第 1 の IC カード 11 が 1 つで、第 2 の IC カード 12 が 1 つの場合を例にとって説明したが、第 1 の IC カード 11 は 1 つのままで、第 2 の IC カード 12 が複数になっても同様な考えにより実施できる。

【0034】

まず、第 2 の IC カード 12 を 2 つ以上に増やした場合の第 1 の方法として、複数の第 2 の IC カード 12 が縦続的（直列的）に順次処理を行なう方法が考えられる。すなわち、ステップ S 13 で行なう暗号化された固有情報の送信を増えた第 2 の IC カード 12 に対し行ない、暗号化を実施させる、といったように、ステップ S 8 ~ S 13 の処理を増えた第 2 の IC カード 12 に対して順次続けていくものである。この場合、最後の第 2 の IC カード 12 は暗号化した固有情報を第 1 の IC カード 11 へ送信することになる。これにより、複数の第 2 の IC カード 12 が縦続的（直列的）に順次処理を行なうことになる。

【0035】

次に、第 2 の IC カード 12 を 2 つ以上に増やした場合の第 2 の方法として、複数の第 2 の IC カード 12 が並列的に処理を行なう方法が考えられる。すなわち、ステップ S 14 の処理まできたら、その暗号化された固有情報をそのまま増えた第 2 の IC カード 12 に対し送信する、といったように、ステップ S 10 ~ S 13 の処理を増えた第 2 の IC カード 12 に対して実施していくものである。この場合、最後の第 2 の IC カード 12 から

送信された暗号化された固有情報をステップ S 1 5 でホスト装置 1 4 へ送信することになる。これにより、複数の第 2 の IC カード 1 2 は並列的に処理を行なうことになる。

【 0 0 3 6 】

また、上記第 2 の方法の場合に、第 1 の IC カード 1 1 は複数の第 2 の IC カード 1 2 をそれぞれ認識していて、順番にステップ S 1 0 ~ S 1 3 の処理を実施しているが、その順番をランダムに実行していく方法も考えられる。

【 0 0 3 7 】

さらに、前記実施の形態では、第 1、第 2 の認証用媒体として非接触形 IC カード（無線カード）を用いた場合について説明したが、本発明はこれに限定されるものではなく、たとえば、接触形 IC カードあるいは携帯電話機や P D A などの携帯端末装置を用いた場合にも同様に適用可能である。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 3 8 】

【 図 1 】本発明に係る認証システムおよび認証方法が適用される入退場管理システムの構成を概略的に示すブロック図。

【 図 2 】第 1、第 2 の IC カードの構成を概略的に示すブロック図。

【 図 3 】リーダライタの構成を概略的に示すブロック図。

【 図 4 】処理の流れを説明するフローチャート。

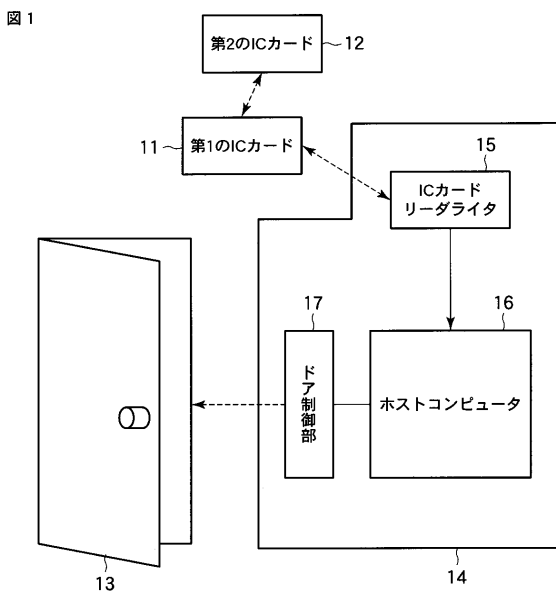
【 図 5 】処理の流れを説明するフローチャート。

【 符号の説明 】

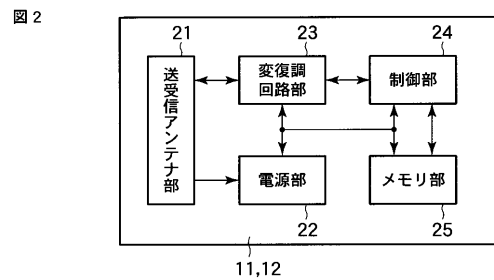
【 0 0 3 9 】

1 1 ... 第 1 の IC カード（第 1 の認証用媒体）、1 2 ... 第 2 の IC カード（第 2 の認証用媒体）、1 3 ... ドア（入退場用のゲート）、1 4 ... ホスト装置、1 5 ... IC カードリーダライタ、1 6 ... ホストコンピュータ、1 7 ... ドア制御部（ゲート制御手段）。

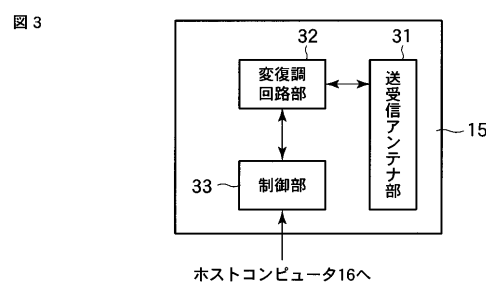
【 図 1 】



【 図 2 】



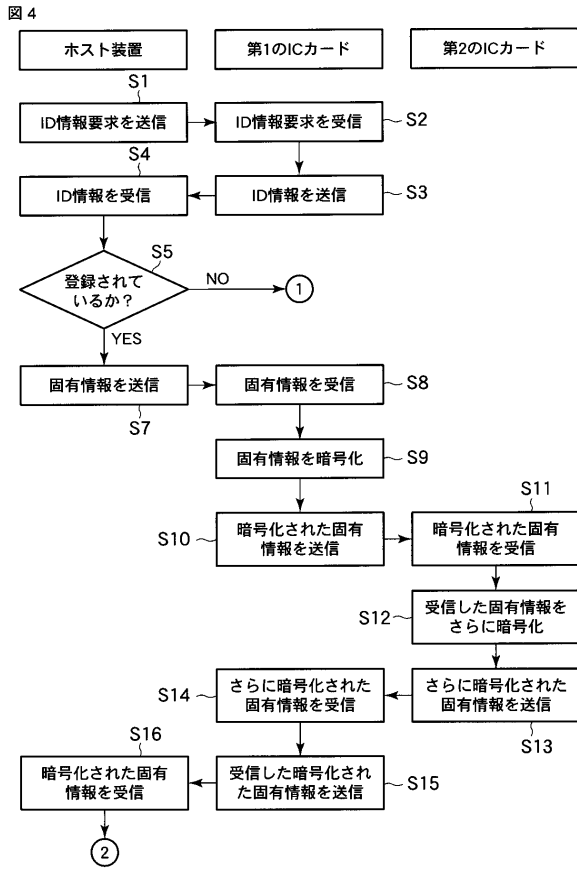
【 図 3 】



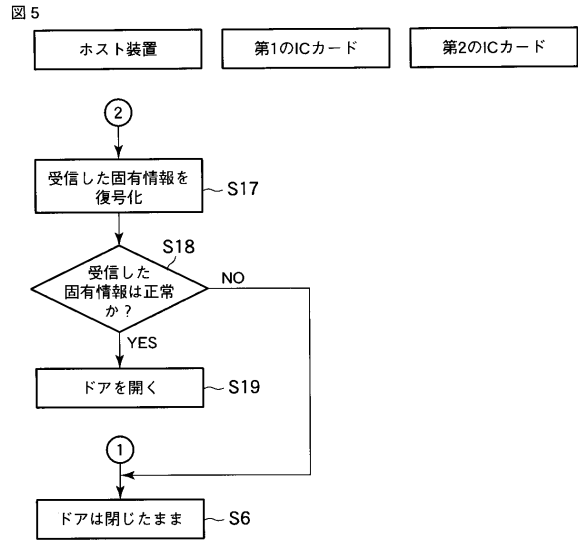
10

20

【 図 4 】



【 図 5 】



---

フロントページの続き

(74)代理人 100084618

弁理士 村松 貞男

(74)代理人 100092196

弁理士 橋本 良郎

(72)発明者 小松 仁

東京都青梅市新町3丁目3番地の1 東芝デジタルメディアエンジニアリング株式会社内

Fターム(参考) 5B058 CA17 KA13 KA31 KA35 YA11

5B285 AA04 CA41 CB08 CB62 CB64 CB72

5J104 AA07 KA01 KA04 PA07 PA16